

参 考 資 料

５４．税務機構及び職員数、税務歴調

令和６年４月１日現在

令和6年7月1日現在

機構	区分	部長	副部長	参事	主幹	副主幹 課長補佐	主査	主任	主技 事師	事務員	合計	経験年数 平均税務	
総務部		1										1	
	税務担当	1										1	
		市民税課			0	1	0	3	0	4	5	13	5.4
		市税収納課			0	1	0	2	2	4	4	13	3.8
		資産税課			0	1	0	4	3	4	3	15	3.6
合計		1	1	0	3	0	9	5	12	12	43	4.0	

５５．事 務 分 掌

課 名	事 務 分 掌
市民税課	(1) 個人市民税及び県民税並びに法人市民税の賦課に関すること。 (2) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (3) 前２号に係る証明に関すること。 (4) 譲与税及び交付金（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
市税収納課	(1) 市税等（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定に関すること。 (2) 市税等の徴収及び収納に関すること。 (3) 税務証明（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (4) 債権回収（市長が指定したものに限る。）に関すること。 (5) 未収債権の徴収に係る助言等に関すること。 (6) 債権に係る調査及び調整に関すること。 (7) 債権管理の調整に関すること。 (8) 税務の企画調整に関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、都市計画税等の賦課に関すること。 (2) 固定資産評価審査委員会に係る審査申出の弁明書作成に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (4) 第１号に係る証明に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。

56. 令和5年度市税賦課及び徴収一覧表

		課税客体	納税義務者	賦課期日
市 民 税	個人市民税	1. 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	1. 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 2. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割） 3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）		一事業年度が基礎となる
固定資産税		固 定 資 産 土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車	当該原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 (所有権を留保している軽自動車等については、その買主)	4月1日

課税標準及び税率		申告期限	納期限
所得割	6%	申告書 3月15日	普通徴収
均等割	3,500円	給与支払報告書 1月31日	第1期 6月30日
		異動届	第2期 8月31日
		徴収義務がなくなった	第3期 10月31日
		事由が発生した月の翌	第4期 翌年1月31日
		月の10日	特別徴収 毎月分を翌月の10日まで
法人税割 8.4% (6.0%) 但し、令和元年9月30日以前開始の事業年度分より 12.1% (9.7%) 均等割		法人税申告期限まで	決算日の2ヶ月後 予定・中間・修 正申告について はその申告期限 まで
1. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業員数50人以下 60,000円			
2. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業者数50人超 144,000円			
3. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人以下 156,000円			
4. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人超 180,000円			
5. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人以下 192,000円			
6. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人超 480,000円			
7. 資本金等の額が10億円超 市内従業者数50人以下 492,000円			
8. 資本金等の額が10億円超50億円以下 市内従業者数50人超 2,100,000円			
9. 資本金等の額が50億円超 市内従業者数50人超 3,600,000円			
賦課期日における価格(地方税法に特別に定め のあるものを除く)の1.4/100		償却資産 1月31日	第1期 5月31日
免税点			第2期 7月31日
土地	300,000円未満		第3期 12月25日
家屋	200,000円未満		第4期 翌年2月末日
償却資産	1,500,000円未満		
1. 原動機付自転車 年額(新) 年額(旧)		取得申告 納税義務の発生後 15日以内	5月31日
50cc以下 2,000円			
50cc超 90cc以下 2,000円			
90cc超 125cc以下 2,400円			
原付ミニカー 3,700円			
2. 軽自動車			
2輪のもの 3,600円			
3輪のもの 3,900円			
4輪以上のもの			
貨物・営業用 3,800円			
自家用 5,000円			
乗用・営業用 6,900円			
自家用 10,800円			
3. 2輪の小型自動車 6,000円		廃車申告 納税義務が消滅した 日から30日以内	
4. 小型特殊自動車			
農耕作業用 2,400円			
その他 5,900円			

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
市たばこ税	売渡し又は消費等に係る 製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	
特別土地保有税	課 税 停 止		
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場の入湯者	
都市計画税	土 地 家 屋	当該土地家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村交付金	国、地方公共団体所有の固定資産 で貸付資産 (交付金対象課税客体)	国、地方公共団体	

課税標準及び税率	申告期限	納期
売渡し本数1,000本につき 6,552円	前月の売渡し分につき 翌月末日までに申告納付	
入湯客 宿泊150円 日帰り75円	前月の入湯客数を 翌月15日までに申告納付	
賦課期日における価格の0.3/100 価格とは固定資産税（土地・家屋）の課税標準となるべき価格による（地方税法に特別に定めのあるものを除く）		固定資産税の納期と同じ
算定標準額の1.4/100 （法で定めのあるものを除く） 交付金については前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による		交付金 毎年6月30日

57. 税率の変遷

		平成元～5	6～7
市 民 税	個人均等割	2,000円	同左
	法人均等割	①3,600,000円 ④ 180,000円 ②2,100,000円 ⑤ 144,000円 ③ 480,000円 ⑥ 48,000円 ただし、3月31日以前に終了する事業 年度分については旧税率適用	①3,600,000円 ⑥ 180,000円 ②2,100,000円 ⑦ 156,000円 ③ 492,000円 ⑧ 144,000円 ④ 480,000円 ⑨ 60,000円 ⑤ 192,000円 ただし、平成6年3月31日以前に終了す る事業年度分については旧税率適用
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法 人税額が年400万円以下の法人につい ては 12.3/100	同左
	固定資産税	1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2 輪 2,400円 3 輪 3,100円 4 輪貨物営業用 3,000円 4 輪貨物自家用 4,000円 4 輪乗用営業用 5,500円 4 輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2 輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 1,997円 (旧3級品は1,000本につき 948円)	同左
特別土地保有税		①土地の保有者 1.4/100 ②土地の取得者 3/100	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

年度 税目		1 5	1 6
市 民 税	個人均等割	2,500円	3,000円
	法人均等割	①3,600,000円 ⑥ 180,000円 ②2,100,000円 ⑦ 156,000円 ③ 492,000円 ⑧ 144,000円 ④ 480,000円 ⑨ 60,000円 ⑤ 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
	固定資産税	1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2 輪 2,400円 3 輪 3,100円 4 輪貨物営業用 3,000円 4 輪貨物自家用 4,000円 4 輪乗用営業用 5,500円 4 輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2 輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		7/1より 売渡し本数1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	売渡し本数1,000本につき 2,977円 (旧3級品は1,000本につき 1,412円)
特別土地保有税		課税停止	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

1 7	1 8	1 9
3,000円 均等割の納税義務を負う夫と 生計を一にしている妻 1,500円	3,000円	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	7/1より 売渡し本数1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円)	売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度 税目		20～21	22
市 民 税	個人均等割	3,000円	同左
	法人均等割	① 60,000円 ⑥ 480,000円 ② 144,000円 ⑦ 492,000円 ③ 156,000円 ⑧ 2,100,000円 ④ 180,000円 ⑨ 3,600,000円 ⑤ 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
	固定資産税	1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)	10/1より 売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円)
特別土地保有税		課税停止	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

年度 税目		2 8				2 9	
市 民 税	個人均等割	3,500円				同左	
	法人均等割	① 60,000円 ② 144,000円 ③ 156,000円 ④ 180,000円 ⑤ 192,000円	⑥ 480,000円 ⑦ 492,000円 ⑧2,100,000円 ⑨3,600,000円			同左	
	個人所得割	標準税率				同左	
	法人税割	12.1/100 9.7/100 但し、平成26年9月30日以前開始の 事業年度分は 14.7/100 12.3/100				同左	
	固定資産税	1.4/100				同左	
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 90cc以下 125cc以下 原付ミニカー 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 2 輪の小型自動車 軽自動車 2 輪 3 輪 4 輪貨物営業用 4 輪貨物自家用 4 輪乗用営業用 4 輪乗用自家用	旧税率 3,100円 3,000円 4,000円 5,500円 7,200円	新税率 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,900円 3,800円 5,000円 6,900円 10,800円	重課税率 4,600円 4,500円 6,000円 8,200円 12,900円	同左	
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき5,262円 4/1より (旧3級品は1,000本につき2,925円)				同左 4/1より (旧3級品は1,000本につき3,355円)	
特別土地保有税		課税停止				同左	
入湯税		宿泊150円 日帰り75円				同左	
都市計画税		0.3/100				同左	

3 0	令和元																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									
同左	10/1より 現行の「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」とし、新たに取得時に燃費性能等に応じて徴する「軽自動車税環境性能割」を導入 【軽自動車税種別割】 同左 【軽自動車税環境性能割】 ※県が徴収 50万円を超える新車・中古車の取得価格に下表の税率を乗じる 自家用の乗用車について、令和2年9月30日まで臨時的軽減措置(1.0%)適用 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th><th colspan="2">税率(%)</th></tr><tr><th>R元年10月1日から R2年9月30日まで</th><th>R2年10月1日より</th></tr><tr><td rowspan="2">電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和2年度燃費基準+10%達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>1.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">平成27年度燃費基準+10%達成車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の軽自動車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr></table>	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)		R元年10月1日から R2年9月30日まで	R2年10月1日より	電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成車	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0	営業用	0.5	0.5	平成27年度燃費基準+10%達成車	自家用	1.0	2.0	営業用	1.0	1.0	上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0	営業用	2.0	2.0
軽自動車(三輪以上)の車種区分				税率(%)																																						
		R元年10月1日から R2年9月30日まで	R2年10月1日より																																							
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税																																							
	営業用	非課税	非課税																																							
令和2年度燃費基準+10%達成車	自家用	非課税	非課税																																							
	営業用	非課税	非課税																																							
令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0																																							
	営業用	0.5	0.5																																							
平成27年度燃費基準+10%達成車	自家用	1.0	2.0																																							
	営業用	1.0	1.0																																							
上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0																																							
	営業用	2.0	2.0																																							
10/1より 売渡し本数1,000本につき5,692円 4/1より (旧3級品は1,000本につき4,000円)	売渡し本数1,000本につき5,692円 (旧3級品の特例税率が廃止され、10/1より標準税率)																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									
同左	同左																																									

年度 税目		2																																																																																																																				
市 民 税	個人均等割	3,500円																																																																																																																				
	法人均等割	①	60,000円	⑥	480,000円																																																																																																																	
		②	144,000円	⑦	492,000円																																																																																																																	
		③	156,000円	⑧	2,100,000円																																																																																																																	
		④	180,000円	⑨	3,600,000円																																																																																																																	
⑤		192,000円																																																																																																																				
税	個人所得割	標準税率																																																																																																																				
	法人税割	8.4/100		6.0/100																																																																																																																		
		但し、令和元年9月30日以前開始の事業年度分は																																																																																																																				
		12.1/100		9.7/100																																																																																																																		
固定資産税		1.4/100																																																																																																																				
軽自動車税		【軽自動車税種別割】 <table><thead><tr><th colspan="2"></th><th>税率</th><th colspan="2"></th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">原動機付自転車</td><td></td><td colspan="2">小型特殊自動車</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">50cc以下、90cc以下</td><td>2,000円</td><td colspan="2">農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">125cc以下</td><td>2,400円</td><td colspan="2">その他</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="2">原付ミニカー</td><td>3,700円</td><td colspan="2">2輪の小型自動車</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">軽自動車</td><td>旧税率</td><td>新税率</td><td colspan="2">重課税率</td></tr><tr><td colspan="2">2輪</td><td></td><td>3,600円</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">3輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td colspan="2">4,600円</td></tr><tr><td colspan="2">4輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td colspan="2">4,500円</td></tr><tr><td colspan="2">4輪貨物自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td colspan="2">6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">4輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td colspan="2">8,200円</td></tr><tr><td colspan="2">4輪乗用自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td colspan="2">12,900円</td></tr></tbody></table> 【軽自動車税環境性能割】 ※県が徴収 50万円を超える新車・中古車の取得価格に下表の税率を乗じる 自家用の乗用車に係る臨時的軽減措置(1.0%)について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和3年3月31日まで延長 <table><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th><th colspan="2">税率(%)</th></tr><tr><th>R元年10月1日から R3年3月31日まで</th><th>R3年4月1日より</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>1.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準55%達成車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の軽自動車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr></tbody></table>						税率			税率	原動機付自転車			小型特殊自動車			50cc以下、90cc以下		2,000円	農耕作業用		2,400円	125cc以下		2,400円	その他		5,900円	原付ミニカー		3,700円	2輪の小型自動車		6,000円	軽自動車		旧税率	新税率	重課税率		2輪			3,600円			3輪		3,100円	3,900円	4,600円		4輪貨物営業用		3,000円	3,800円	4,500円		4輪貨物自家用		4,000円	5,000円	6,000円		4輪乗用営業用		5,500円	6,900円	8,200円		4輪乗用自家用		7,200円	10,800円	12,900円		軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)		R元年10月1日から R3年3月31日まで	R3年4月1日より	電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0	営業用	0.5	0.5	令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	1.0	2.0	営業用	1.0	1.0	上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0	営業用	2.0	2.0
		税率			税率																																																																																																																	
原動機付自転車			小型特殊自動車																																																																																																																			
50cc以下、90cc以下		2,000円	農耕作業用		2,400円																																																																																																																	
125cc以下		2,400円	その他		5,900円																																																																																																																	
原付ミニカー		3,700円	2輪の小型自動車		6,000円																																																																																																																	
軽自動車		旧税率	新税率	重課税率																																																																																																																		
2輪			3,600円																																																																																																																			
3輪		3,100円	3,900円	4,600円																																																																																																																		
4輪貨物営業用		3,000円	3,800円	4,500円																																																																																																																		
4輪貨物自家用		4,000円	5,000円	6,000円																																																																																																																		
4輪乗用営業用		5,500円	6,900円	8,200円																																																																																																																		
4輪乗用自家用		7,200円	10,800円	12,900円																																																																																																																		
軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)																																																																																																																				
		R元年10月1日から R3年3月31日まで	R3年4月1日より																																																																																																																			
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税																																																																																																																			
	営業用	非課税	非課税																																																																																																																			
令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	非課税																																																																																																																			
	営業用	非課税	非課税																																																																																																																			
令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0																																																																																																																			
	営業用	0.5	0.5																																																																																																																			
令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	1.0	2.0																																																																																																																			
	営業用	1.0	1.0																																																																																																																			
上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0																																																																																																																			
	営業用	2.0	2.0																																																																																																																			
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき5,692円 10/1より 6,122円																																																																																																																				
特別土地保有税		課税停止																																																																																																																				
入湯税		宿泊150円 日帰り75円																																																																																																																				
都市計画税		0.3/100																																																																																																																				

3	4																																																																					
同左	同左																																																																					
同左	同左																																																																					
同左	同左																																																																					
8.4/100 6.0/100	同左																																																																					
同左	同左																																																																					
【軽自動車税種別割】 同左	【軽自動車税種別割】 同左																																																																					
【軽自動車税環境性能割】 ※県が徴収 50万円を超える新車・中古車の取得価格に下表の税率を乗じる 自家用の乗用車に係る臨時的軽減措置(1.0%)について、令和3年12月31日まで延長、令和4年1月1日より標準税率	【軽自動車税環境性能割】 ※県が徴収 50万円を超える新車・中古車の取得価格に下表の税率を乗じる																																																																					
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th><th colspan="2">税率(%)</th></tr><tr><th>R元年10月1日から R3年12月31日まで</th><th>R4年1月1日より</th></tr><tr><td rowspan="2">電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td><td>1.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準55%達成車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の軽自動車</td><td>自家用</td><td>1.0</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr></table>	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)		R元年10月1日から R3年12月31日まで	R4年1月1日より	電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	非課税	営業用	非課税	非課税	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0	営業用	0.5	0.5	令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	1.0	2.0	営業用	1.0	1.0	上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0	営業用	2.0	2.0	<table><tr><th colspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th><th>税率(%)</th></tr><tr><td rowspan="2">電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等</td><td>自家用</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>非課税</td></tr><tr><td>営業用</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車</td><td>自家用</td><td>1.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">令和12年度燃費基準55%達成車</td><td>自家用</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の軽自動車</td><td>自家用</td><td>2.0</td></tr><tr><td>営業用</td><td>2.0</td></tr></table>	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)	電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	営業用	非課税	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	営業用	非課税	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	1.0	営業用	0.5	令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	2.0	営業用	1.0	上記以外の軽自動車	自家用	2.0	営業用	2.0
軽自動車(三輪以上)の車種区分			税率(%)																																																																			
		R元年10月1日から R3年12月31日まで	R4年1月1日より																																																																			
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税	非課税																																																																			
	営業用	非課税	非課税																																																																			
令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	非課税																																																																			
	営業用	非課税	非課税																																																																			
令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税	1.0																																																																			
	営業用	0.5	0.5																																																																			
令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	1.0	2.0																																																																			
	営業用	1.0	1.0																																																																			
上記以外の軽自動車	自家用	1.0	2.0																																																																			
	営業用	2.0	2.0																																																																			
軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率(%)																																																																				
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車・クリーンディーゼル乗用車等	自家用	非課税																																																																				
	営業用	非課税																																																																				
令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	非課税																																																																				
	営業用	非課税																																																																				
令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	1.0																																																																				
	営業用	0.5																																																																				
令和12年度燃費基準55%達成車	自家用	2.0																																																																				
	営業用	1.0																																																																				
上記以外の軽自動車	自家用	2.0																																																																				
	営業用	2.0																																																																				
売渡し本数1,000本につき6,122円 10/1より 6,552円	売渡し本数1,000本につき6,552円																																																																					
同左	同左																																																																					
同左	同左																																																																					
同左	同左																																																																					

年度		5	
税目			
市 			

6			
3,000円			
同左			
同左			
同左			
同左			
【軽自動車税種別割】			
		税率	税率
原動機付自転車		小型特殊自動車	
50cc以下、90cc以下、		農耕作業用	2,400円
特定小型		その他	5,900円
125cc以下		2 輪の小型自動車	6,000円
原付ミニカー			
3,700円			
軽自動車	旧税率	新税率	重課税率
2 輪		3,600円	
3 輪	3,100円	3,900円	4,600円
4 輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
4 輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
4 輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4 輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
【軽自動車税環境性能割】		※県が徴収	
同左			
同左			
同左			
同左			

令和 6 年 度
川 西 市 税 務 概 要
発 行 令和6年11月
編集・発行 川 西 市 市 民 税 課
総務部 市 税 収 納 課
資 産 税 課